

財政的援助団体等監査の結果（令和3年1月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	福山リサイクル発電株式会社	令和2年11月24日	令和2年11月10日	実地	3
2	学校法人広島県新庄学園	令和3年1月15日	令和2年11月5日	書面	5
3	西城町森林組合	令和3年1月15日	令和2年11月10日	書面	7
4	ひろしま遊学の森管理グループ	令和3年1月15日	令和2年10月27日	書面	8
5	株式会社WAKOフロンティア	令和3年1月15日	令和2年10月30日	書面	9
6	福山地域ボートパーク運営共同企業体	令和3年1月15日	令和2年11月18日	書面	10

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 福山リサイクル発電株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じた環境、資源、エネルギー対策を進め、市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、RDF発電・灰溶融事業を実施する。
 ※サーマルリサイクル：廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを回収
 ※RDF：ごみ固形燃料
- ・ 住所 福山市箕沖町 107 番 8
- ・ 代表取締役社長 佐藤 吉秀
- ・ 設立 平成 12 年 5 月 24 日
- ・ 役職員（令和 2 年 9 月 30 日現在）
 役員 10 人（うち常勤 2 人）
 社員 6 人
- ・ 主な事業 RDF の受入及び焼却処理、焼却時に発生する熱源を利用した電力供給事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
売上高 A	1,481,532
売上原価 B	1,773,058
販売費及び一般管理費 C	63,246
営業損益 D (A - B - C)	△354,771
営業外収益 E	1,552
営業外費用 F	0
経常損益 G (D + E - F)	△353,218
特別利益 H	0
税引前当期純利益 I (G + H)	△353,218
当期純損益	△358,799
資産合計 A (B + C)	5,367,789
負債合計 B	1,426,684
純資産合計 C	3,941,104
(資本金)	1,600,000
(利益剰余金)	2,341,104

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 1,600,000,000 円のうち、400,000,000 円 (25.0%) を出捐 (令和 2 年 11 月 24 日現在) (所管課 環境県民局循環型社会課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 学校法人広島県新庄学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 高等学校、中学校の運営
- ・所在地 山県郡北広島町新庄 848
- ・代表者 理事長 久枝 直
- ・設立 昭和 26 年 3 月 10 日
- ・学校の状況 (令和 2 年 5 月 1 日現在)

区分	生徒数	教員数	職員数
広島新庄高等学校	398 人	39 人	5 人
広島新庄中学校	121 人	15 人	1 人

(注 1) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度広島県私立学校振興費補助金（經常費補助金・授業料等軽減補助金，授業料減免事業支援特別経費補助金），令和元年度広島県高等学校等就学支援金事務費交付金，令和元年度広島県私立学校教育施設・設備高機能化補助金，令和元年度広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金を交付（所管課 環境県民局学事課・教育委員会）

(ア) 広島県私立学校振興費補助金（經常費補助金）

- ・補助額 242,567,000 円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校及び中学校の運営に要する人件費等の経費

(イ) 広島県私立学校振興費補助金（授業料等軽減補助金）

- ・補助額 9,303,200 円
- ・交付の目的 私立学校の保護者の経済的理由による学費負担困難者の授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 広島県私立学校振興費補助金（授業料減免事業支援特別経費補助金）

- ・補助額 378,000 円
- ・交付の目的 私立学校の保護者の経済的理由による学費負担困難者の授業料等の減免
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の減免額

(エ) 広島県高等学校等就学支援金事務費交付金

- ・補助額 319,650 円
- ・交付の目的 就学支援金受給者に代わって受領事務を行う学校設置者の事務費を交付
- ・補助対象経費 就学支援金に関する事務の執行に必要な給料，旅費，役務費等

(オ) 広島県私立学校教育施設・設備高機能化補助金

- ・補助額 170,000 円
- ・交付の目的 私学の I C T 教育を推進していくため情報通信機器の整備経費を補助
- ・補助対象経費 国の I C T 教育設備整備推進補助事業に申請し採択されなかった事業

(カ) 広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金

- ・補助額 342,000 円
- ・交付の目的 県内の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動を促進するため
- ・補助対象経費 主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動に要する経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね広島県監査委員監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

3 西城町森林組合

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な業務 組合員のためにする森林の経営に関する指導
組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- ・ 所在地 庄原市西城町中野 1312 番地
- ・ 代表者 代表理事組合長 津田 幸則
- ・ 設 立 昭和 37 年 3 月 31 日

イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付（所管課：農林水産局林業課）

- ・ 補助額 42,996,920 円
- ・ 交付の目的 施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。
- ・ 補助対象経費 人工造林，樹下植栽等，下刈り，枝打ち，除伐，保育間伐，間伐等に要した経費の一部

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 ひろしま遊学の森管理グループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 ひろしま遊学の森指定管理業務
- ・住所 広島市東区福田町 10166-2
- ・代表者 株式会社第一ビルサービス 代表取締役 杉川 聡
- ・設立 平成 28 年 8 月 10 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園
- ・指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 303,528,000 円
(うち、令和元年度管理費用 61,176,000 円)
- ・所管課 農林水産局森林保全課
- ・利用状況 (単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	83,487	101,393	43,265(8 月末)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね広島県監査委員監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 株式会社WAKOフロンティア

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 ボートパーク広島の管理運営
- ・所在地 広島市中区南吉島一丁目1番
- ・代表者 代表取締役 古賀淳一郎
- ・設立 平成17年12月28日（設立時会社名：広島ボートパーク株式会社）

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 ボートパーク広島
- ・所在地 広島市中区南吉島一丁目1番
- ・指定期間 平成19年10月1日～令和9年9月30日
- ・指定期間に係る
管理費用の上限額 なし
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況

年 度	艇置数
令和元年度	412 艇
平成30年度	420 艇

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 福山地域ボートパーク運営共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 福山地域マリーナ施設の管理業務
- ・所在地 福山市新涯町二丁目 23-1
- ・代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 関口 昌太朗
- ・設立 平成 27 年 9 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 福山地域マリーナ施設
(ボートパーク福山及び柳津プレジャーボートスポット)
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る納付金の額 152,000 千円
(うち、令和元年度納付金 15,200 千円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課

ウ 利用状況 (令和元年度)

施設名	収容可能艇数	艇置数
ボートパーク福山	442 隻	358 隻
柳津プレジャーボートスポット	51 隻	49 隻
計	493 隻	407 隻

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね広島県監査委員監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。